

質問及び回答書

件名： 国立環境研究所研究用計算基盤一式に関する賃貸借及び運用保守業務 一式

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
1	入札説明書	入札説明書 P.2 5. 提案書等の提出期限及び提出場所等 「提出方法 後記 2 3. 担当部局あて郵送すること。」	提出方法は、郵送以外（窓口にご提出）でもよろしいでしょうか。	持参の場合は、平日の午前10時～午後5時（ただし、正午から午後1時除く）までにご来所ください。 なお、担当者が離席する場合がありますので、遅くとも来所日前日までにお電話等でご連絡いただければ幸いです。
2	仕様書	仕様書 I. 仕様書概要説明 P.2 3. 調達方法 「借入（ファイナンス・リース）」	ファイナンスリースとのことで、以下のいずれかのパターンの契約を想定しておりますが、よろしいでしょうか。 ・ 第三者をして貸し付けを行う、三者間賃貸借契約 上記でよろしければ、三者間契約での契約書案をご提示いただけますでしょうか。 ・ 自社自ら貸し付けを行う、二者間賃貸借契約 また、いずれの場合においても、「入札者自らが当該借入物品を貸付ける能力を有する者であること。又は、第三者をして貸付けようとする者にあつては、その能力を有することを証明した者であること。」を証明する資料を提出する必要がありますでしょうか。	入札者自らが貸し付けを行うことに加えて、入札者が賃貸人（リース会社等）を介して貸し付けをすること（三者間契約）を可とします。 なお、本件の落札者が三者間契約を希望する場合は、別紙 1 の契約書案をベースとして、弊所が落札者及び賃貸人に対して提示します。 また、三者間契約を希望する場合は、別紙 2 の証明書（押印不要）を提案書とともに提出してください。
3	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P.9 3.2 仮想化基盤 (2) ソフトウェア ① 仮想化基盤の基本ソフトウェア	仮想化基盤をMicrosoft社が提供するライセンスにて構成する場合、Windows Server 2025向けのユーザCALの提案要否と必要なユーザー数を教えていただけないでしょうか。	CALは仕様を含んでおりませんので、不要となります。

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
4	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 10 3.2 仮想化基盤 (2) ソフトウェア ① 仮想化基盤の基本ソフトウェア 「コ」管理インターフェースを通じた仮想マシンの管理操作で、複数の仮想マシンに対して、同一の管理操作を実施する機能を有することが望ましい。コマンドラインを組み合わせたスクリプトにより、実現されている場合も含まれる。」 別添4 総合評価試験基準（表）P. 10 「要件を満たしていない・・・ 不合格 複数の仮想マシンに対して同一の管理操作を実施する機能を有する +1」	仕様書の要件には、左記のように「～であることが望ましい」と記載されていますが、総合評価試験基準の該当要件の配点/可否欄では、要件を満たさない場合、不合格と記載されています。 また、同様の記載が仕様書のII. 3.2(2)①ナ)、3.3(1)リ)、3.5(3)ロ)にもあります。 上記の要件について、「望ましい」と記載された要件を満たさない場合には不合格ではなく、加点なしとしていただけないでしょうか。	不合格とはせず、加点なしと致します。
5	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 10 3.2 仮想化基盤 (2) ソフトウェア ① 仮想化基盤の基本ソフトウェア 「ス」 仮想マシンを動作させているノードに障害が発生して動作継続が困難な場合、自動的に正常なノードに仮想マシンを移動させて動作を継続する機能（ライブマイグレーション）を有すること。」	ノードに障害（停止を伴う）が発生して動作継続が困難になった場合は、当該ノード上のメモリデータも消失するためライブマイグレーションを行うことはできません。仕様書 p. 14 3.5において「仮想化基盤上におけるライブマイグレーションや自動再起動等の、可用性の機能」をご要求されているように、本ご要件で求められている機能は、以下の二つの機能であるという認識でよろしいでしょうか。 1. ノードに障害（停止を伴う）が発生して動作継続が困難な場合、自動的に正常なノードに仮想マシンを移動（再起動）させて動作を継続する機能 2. ライブマイグレーション機能	ご認識の通りです。
6	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 11 3.3 ログインノード群 (1) ハードウェア 「カ」利便性向上の観点から、単一OSでのシステム構成または負荷分散装置等により、利用者が複数のノード構成を意識せずに利用できることが望ましい。なお、負荷分散装置を用いる場合は、コンピュータシステム用ネットワークスイッチとの接続帯域はログインノードと同等以上とすること。」	「コンピュータシステム用ネットワークスイッチ」の記載は「所内ネットワークに接続するL3スイッチ」と読み替えても問題ないでしょうか。	問題ありません。

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
7	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 12 3.3 ログインノード群 (2)ソフトウェア ⑤応用ソフトウェア 「ア」「II章 5. 1 1 別紙3」に示すアプリケーション及びライブラリが 継続的に使用できること。」	「「II章 5. 1 1 別紙3」に示すアプリケーション及びライブラリ」の記載は 「「II章 5. 1 2 別紙3」に示すアプリケーション及びライブラリ」と読み替 えても問題ないでしょうか。	問題ありません。 「II章 5. 1 1 別紙3」は誤りであり、「II章 5. 1 2 別紙3」に修正致します。
8	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 13 , 14 3.4. 共有ファイルシステム (1) 共通項目 「カ）単一のパーティション又は見かけ上単一のパー ティションとして構成すること。」 (3) data領域 「ア）前述のhome領域及び複製領域と併せ、単一のフ ァイルシステムで構成する。」	3.4(1)「カ）単一のパーティション又は見かけ上単一のパー ティションとして構成すること。」とありますが、3.4(3)「ア） 前述のhome領域及び複製領域と併せ、単一のファイルシステ ムで構成する。」とありますので、パーティションは単一フ ァイルシステム上のサブディレクトリと読み替えてよろしい でしょうか。	問題ありません。
9	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 13 3.4 共有ファイルシステム (1) 共通項目 「カ）RAID構成でカバーできないハードディスクドラ イブの障害が発生した場合、データ消失をRAIDポリ ューム単位で抑えられる構成が望ましい。」 別添4 総合評価試験基準（表）P. 13 「RAID構成でカバーできないハードディスクドライ ブの障害が発生した場合、データ消失をRAIDポリ ューム単位で抑えられる構成が望ましい。なお、メタ データのバックアップは必須とす」	左記の仕様書に記載の要件について、総合評価試験基準の該 当項目を見ると、仕様書には記載のない要件がありますが、 仕様書が正でしょうか。 その場合は、項番4と同様で、要件を満たしていない場合は不 合格ではなく加点無しとしていただけないでしょうか。	総合評価基準の記述の通り、メタデータのバックアップを必 須と致します。仕様書を修正致します。

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
10	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 13 3.4. 共有ファイルシステム (1) 共通項目 「ニ」Ⅱ章 3. 1」の計算ノードおよび「Ⅱ章 3. 2」の仮想化基盤上の仮想マシンから、利用者領域に対して、100GB/秒以上の転送速度で読み書きが可能であること。分散並列ファイルシステムのプロトコルを用いてマウントすること。」	入札時における、3.4. (1)ニ)の性能の証明は、検証環境における測定を元にした外挿値でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
11	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 15, 17 3.5. 管理サーバ群 (2) 計算ノード群（ベクトルプロセッサ付き）用ジョブ管理サーバ (3) 仮想化基盤用ジョブ管理サーバ 「ヒ」計算ノードごとの一定時間間隔の消費電力値を記録し、ファイルに出力する機能を提供することが望ましい。その際、最低でも1分ごとの消費電力を記録できる能力を有すること。」	左記の通り、「計算ノード毎の一定時間間隔の消費電力値を記録し、」という仕様があります。本要件は、仮想化基盤用ジョブ管理サーバとしての要件ですが、「計算ノード」は、仮想化基盤の物理サーバと解釈すればよろしいでしょうか。 (2) 計算ノード群（ベクトルプロセッサ付き）用ジョブ管理サーバの方には、同様の要件がないため、計算ノード群（ベクトルプロセッサ付き）毎の一定時間間隔の消費電力値の記録は不要という理解でよろしいでしょうか。	計算ノード群（ベクトルプロセッサ付き）用ジョブ管理サーバにおいても、同機能を提供することが望ましいです。仕様書に追記致します。
12	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 17 3.5 管理サーバ群 (4) 認証サーバ 「イ」サーバ2 台以上の冗長構成とすること。」	仕様書P. 14に記載された「冗長性について、仮想化基盤上におけるライブマイグレーションや自動再起動等の、可用性の機能によって実現される場合も許容する。」の通り、認証サーバについても仮想化基盤上の可用性の機能によって対応可能な場合はサーバ1台構成とすることを許容いただけますでしょうか。	1 台構成ではアップデート作業等の際の可用性を担保できないため、認証サーバは、仕様の通りサーバ2台以上の冗長構成と致します。
13	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 18 3.6 相互結合網及び所内ネットワーク接続 (2) NIES所内ネットワークへの接続	仮想化基盤の所内ネットワークに接続するL3スイッチへの接続は10G想定ですがよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 18 3.6 相互結合網及び所内ネットワーク接続 (2) NIES所内ネットワークへの接続	管理サーバ群の所内ネットワークへの接続は1000Base-SXでよろしいでしょうか。	問題ありません。
15	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 18 3.6 相互結合網及び所内ネットワーク接続 (2) NIES所内ネットワークへの接続 「イ」 L3 スイッチと所内ネットワーク回線は10Gbps以上で接続すること。また、40Gbps以上で接続することが可能であることが望ましい。」	所内ネットワークへの接続は10GBase-SRもしくは40GBase-SR4でよろしいでしょうか。 また、40GBase-SR4で接続する場合、ご提案するネットワークスイッチに装着するトランシーバは40GBase-SR4の規格のもののみでよく、10GBase-SRの規格のトランシーバは提案構成に含まなくてよいという認識でよいでしょうか。	所内ネットワークへの接続は10GBase-SRもしくは40GBase-SR4のどちらでも問題はありません。40GBase-SR4で接続する場合は10GBase-SRも接続できるようご提案ください。
16	仕様書	仕様書 Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 22 5.2(2)データの移行 「現行システムのディスクアレイ装置からのデータ移行作業については、令和7年（2025年）12月末までに請負者の用意する共有ファイルシステムまたは別の機器に対して実施すること。」	左記要件の「実施すること」とは、令和7年12月末までにデータ移行を開始し、検収の令和8年2月末までにデータ移行が完了していればよいという認識でよろしいでしょうか。	令和8年3月から新システムから移行したデータが使用できるのであれば問題はございません。

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
17	仕様書	仕様書 II. 調達物品に備えるべき技術的要件 P. 24 5.6 保守・運用支援体制に関する要件 (1) 保守・運用支援体制 「4) 7) の従事形態は、現地への要員の常駐を求めない。」	保守・運用支援要員について貴所に居室をご用意いただき、業務に従事させていただくことは可能でしょうか。	仕様の通り、要員の常駐は求めておりません。
18	その他	別添3 性能評価試験基準 P. 4 4. 性能評価試験 4.1. 計算ノードの単体性能 〈試験 2-1 および 2-2〉 HPCG 「(7) 「実行時のパラメータ設定、出力結果を提出すること。オリジナルより変更した場合は、変更後のプログラム一式についても提出すること。」	HPCGのコード変更版は、ソースコードではなくバイナリの提供となりますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。
19	その他	別添3 性能評価試験基準 P. 8 5. 性能評価実施報告書の提出について 「提出に際しては、以下の(1)～(6)の内容を含む性能評価実施報告書を電子媒体で2部提出すること。また性能評価実施報告書に加えて、以下の(7)～(10)に指定するファイルを格納した電子媒体を1部提出すること。電子媒体は一般的な光学ドライブで読み込める光学媒体とする。」	左記のとおり、性能評価実施報告書は「光学媒体」での提出を求められておりますが、DVD等の光学媒体には格納できない大きさのデータ容量のため、USBメモリまたはUSB HDDでの提出でもよろしいでしょうか。	仕様の通り、一般的な光学ドライブで読み込める光学媒体にてご提出ください。項番20の回答の通り、入力データの格納は不要です。
20	その他	別添3 性能評価試験基準 P. 8 5. 性能評価実施報告書の提出について (8) 入出力データ等 「各試験に使用した入力データ及びパラメータファイル等に加え、プログラム実行において出力された標準出力結果、出力ファイル等すべてのファイルを提出すること。」	性能評価試験のデータは、入力データのみでも容量が大きくなっております。 入力データは貴所からご提供いただいているデータのため、提出不要としていただけないでしょうか。	入力データの提出は不要です。
21	その他	別添4 総合評価試験基準 (表) P. 1-4 2.5 MIROC7 試験3-2 (最適化のための変更可) 2.6 NICAM 試験4-2 (最適化のための変更可) 2.7 NISMOM 試験5-2 (最適化のための変更可) 2.8 IROHA-ocean 試験6-2 (最適化のための変更可) 〈計算式について〉 「スループット性能比「P」は、以下により評価する。 P = T_base/T_exec × (N_total/N_exec ÷ NB_total/NB_exec)」	左記の式は、「)」・「(」が足りないように思われますが、以下の式という認識でよろしいでしょうか。 $P = T_base/T_exec \times (N_total/N_exec) \div (NB_total/NB_exec)$	ご認識の通りです。

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
22	その他	別添4 総合評価試験基準（表）P. 1-4 2.5 MIROC7 試験3-2（最適化のための変更可） 2.6 NICAM 試験4-2（最適化のための変更可） 2.7 NISMOM 試験5-2（最適化のための変更可） 2.8 IROHA-ocean 試験6-2（最適化のための変更可） <計算式について> 「 $P < P_{\max, \text{temp}}$ の場合、 $P_{\max, \text{temp}}$ を $P_{\max}$ とする。 $P > P_{\max, \text{temp}}$ の場合、 P を $P_{\max}$ とする。」	仮満点方式かつ提案者が複数いる場合、以下のように定義する必要がありますと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。 「 $P > P_{\max, \text{temp}}$ となる提案者が複数いる場合は、 P の最大値を $P_{\max}$ とする」	提案者数によらず、 $P > P_{\max, \text{temp}}$ となる場合は P を $P_{\max}$ となります。

※回答に伴い、入札説明書（仕様書等）を修正しましたので、ご確認ください。
掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/20250324Y5.html>

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、● (以下「乙」という。) とは、「国立環境研究所研究用計算基盤一式に関する賃貸借及び運用保守業務」及び乙が責任をもって▲ (以下「丙」という。) をして賃貸・保守等させることについて、下記の条項により契約を締結するものとする。

記

1. 件 名 国立環境研究所研究用計算基盤一式に関する賃貸借及び運用保守業務

2. 契約金額	総額 金	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
	賃貸借月額 金	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
	保守等費用月額 金	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和14年2月29日

うち賃貸借・運用保守期間

自 令和8年3月1日 至 令和14年2月29日

ただし、令和8年4月1日以降の契約の効力について、環境大臣より、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5による第6期中長期計画の認可を受けること、また、令和13年4月1日以降の契約の効力について、環境大臣より、同法同条による第7期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする。

4. 契約保証金 免除

5. 履行場所 仕様書のとおり

(総 則)

第1条 乙は、仕様書及び提案書を遵守し、甲に対し物品の賃貸、保守、運用支援等を行うものとし、甲はその対価として代金を支払うものとする。

2 乙は、物件を乙の責任において丙をして甲に賃貸、保守等を行うものとし、甲は丙にその代価として、代金を支払うものとする。ただし、丙が当該債務を履行しない場合は、乙自ら履行するものとする。

(物件及び引渡)

第2条 物件及びその設置場所は次のとおりとし、甲の検収完了をもって物件の引渡しがあったものとする。

[物件の表示]

仕様書及び提案書のとおり

[設置場所及び納入期限の表示]

仕様書のとおり

(再委託等の禁止)

第3条 乙及び丙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙又は丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し又は請

け負わせてはならない。ただし、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙及び丙が、前項の規定に基づいて第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為はすべて乙及び丙の行為とみなすものとする。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所ＨＰに掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

（監督職員）

第4条 甲は、乙及び丙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更）

第5条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙丙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（完了報告）

第6条 丙は、賃貸借期間中の暦月を単位として、当該月終了後すみやかに甲に賃貸、保守等に係る契約履行完了の旨を書面により報告しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条の報告を受けた後10日以内に検査を行わなければならない。

（請求の方法）

第8条 丙は、前条の検査に合格したときは、当該月分に係る契約金額の請求を甲に対して行うものとする。

（支払の方法）

第9条 甲は、丙から適法な請求書を受領した日から翌月末までに月額契約金を丙に支払うものとする。

（運用支援）

第10条 乙は、甲に対し、物品の賃貸借期間中、別添仕様書に基づく運用支援を行うものとする。

（ソフトウェアの使用許諾）

第11条 乙は、甲に対し、本契約所定の条件に従ってソフトウェアの使用を許諾する。ここで、ソフトウェアとはプログラム及びその関連する資料をいう。

- 2 前項のソフトウェアの所有権又は著作権が、乙のそれに属するものではなく、第三者からの使用許諾を必要とする場合は、甲は、当該第三者の使用許諾を別途契約により得るものとする。
また、乙は、甲が当該第三者から当該ソフトウェアの使用許諾を得るのに必要な情報の提供を行うとともに、甲と当該第三者との間をとりもち、甲が当該第三者からできる限り速やかに当該ソフトウェアの使用許諾を得られるように協力しなければならない。
- 3 甲は、第1項及び前項で使用許諾されたソフトウェアを別紙に記載する物品以外に使用しないものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項で許諾された使用权を第三者に譲渡し若しくはその再使用を設定し、又はソフトウェア及びこれらの複製物を第三者に譲渡し若しくはその他の方法で使用させてはならないものとする。

（複製の禁止）

第 12 条 甲は、前条で使用許諾を得たソフトウェアをバックアップ以外の目的で複製してはならない。マニュアル等乙から引渡しを受けた関連資料で、複製禁止されているものについても同様とする。

(善管注意義務)

第 13 条 甲は、乙から引渡しを受けた物品及びこれらのものに内包され又はこれらのものに関連して、乙から提供を受けた技術情報等は乙の所有に属する知的財産であることを認め、その取扱いに当たっては、慎重な注意をもって管理するものとする。

2 甲は、物件をあらかじめ乙の指定する温度・湿度・そのほか良好な環境に保つとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(担保責任)

第 14 条 甲は、乙及び丙が本契約履行のために納入した物件及び成果品について、契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙及び丙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(ソフトウェアの改良等)

第 15 条 乙は、第 11 条に規定するソフトウェアの賃貸借期間中は無償で甲の運用に合致したソフトウェアの改良、改訂、機能追加及び必要に応じた支援等を行うものとする。乙の所有権または著作権に帰属しないソフトウェアについても、甲と当該ソフトウェアの所有権または著作権を有している第三者との間を取り持ち、当該第三者をして当該ソフトウェアの改良、改訂、機能追加及び必要に応じた支援等が行われるように協力しなければならない。この場合における費用は乙が負担するものとする。

(保険契約)

第 16 条 丙は、自己の負担において物件に動産総合保険を付保するものとする。

2 甲は、全ての偶然なる事故により、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙及び丙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から丙に支払われた保険金の限度内において、丙に対する損害金の支払義務を免れるものとする。

(保守)

第 17 条 乙は、物件が常に完全な機能を保つために、自己の負担において保守を行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による修理又は調整の場合はこの限りでない。

(代替機器の提供)

第 18 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により物件の故障が長期間にわたり、保守に日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、甲の要求により、乙の負担において速やかに当該故障機種と同性能を有する物品を使用できるように対処するものとする。

(物件)

第 19 条 賃貸借期間中において、物件の一部撤去又は変更の必要が生じた場合は、事前に甲乙協議して対処するものとする。

(損害賠償金)

第 20 条 乙及び丙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲乙丙協議して定めるものとする。なお、この場合において丙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

(守秘義務)

第 21 条 乙及び丙は、賃貸借期間中において知り得た甲の業務上の秘密について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(契約の解約)

第 22 条 甲は、自己の都合により、賃貸借期間内にこの契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の3ヶ月前に文書をもって乙に通知するものとする。

2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして違反したときは、前項の規定にかかわらず相手方に書面をもって通知し直ちに本契約を解約することができるものとする。

(途中解約等における料金計算)

第 23 条 前条の規定により本契約が途中解約された場合、乙又は丙の保守不完全により物件が停止した場合及び乙の責に帰すべき事由により物件を使用できない期間があった場合の賃貸借料金は、次式により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{当該月の賃貸借料} = \frac{\text{当該月の使用日数}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{月額賃貸借料金}$$

(物件の撤去)

第 24 条 本契約が終了もしくは途中解約され、甲から第 2 条に定める物件の撤去の申し出があったときは、乙は自己の負担において速やかにこれに応じなければならない。

(紛争または疑義の解決方法)

第 25 条 この契約について甲乙または丙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもって協議のうえ、これを円満に解決するものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

丙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第3条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

TEL：

E-mail：

自ら及び第三者をして貸し付けできる能力を有することの証明書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長殿

乙 入札者(納入業者)

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

丙 第三者(賃貸人)

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

このことについて、次のとおり証明します。

- 1 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）における令和7年3月24日付入札公告「国立環境研究所研究用計算基盤一式に関する賃貸借及び運用保守業務一式」に係る競争入札において、入札者（以下「乙」という。）が落札した場合には、仕様書記載の物件一式を納入業者自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者（以下「丙」という。）をして貸し付けできる能力を有することを証明します。
- 2 契約は、甲と乙及び丙との間で、甲指定の契約書により契約します。
- 3 契約における債務を丙に履行させる場合は、乙の責任において甲の契約書及び仕様書に定めた条件で丙に履行させます。
- 4 丙が正当な理由なく契約書に定められた債務を履行しない場合は、乙が債務を履行します。

※裏面に担当者名等を記載すること。

乙

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

丙

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :